

介護老人保健施設入所利用約款

【約款の目的】

第1条

介護老人保健施設あるふぁ国立（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

【適用期間】

第2条

- 1、本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2、利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

【利用者からの解除】

第3条

利用者及び扶養者は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

【当施設からの解除】

第4条

次の事由に該当する場合は、事業所は利用者、身元保証人その他家族等（以下「利用者等」）に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、30日前に利用者等に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

ただしやむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

- ① 利用者、身元保証人、またはその家族等が事業所やサービス従業者或いは他の利用者その他関係者に対してハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
- ② 利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業所や職員、もしくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき
- ③ 身元保証人またはその家族等が、利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められるとき
- ④ 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ⑤ 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ⑥ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超える判断された場合
- ⑦ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑨ 信頼関係を保てなくなった場合

【利用料金】

第5条

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、当月分料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月末日以降に送付します。また利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。
- 3 支払いの方法については、利用者及び扶養者が指定する金融機関口座からの引落によるものを原則とします。但し、口座引落による支払いが困難であるものとして当施設が認めた場合については別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。
- 4 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは領収書を発行し、利用者及び扶養者が指定する送付先に送付します。

【記録】

第6条

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含む。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

【身体の拘束等】

第7条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。身体拘束を行う際には事前にご家族様、身元保証人の方等に説明し同意をいただき、その状況や理由をカルテに記載し常に解除の検討を行ってまいります。また身体拘束防止委員会はこれらが適正におこなわれているかを評価し、その研修の機会を設けてまいります。

【感染症】

第8条

感染症が認められ、他者に感染の危険がある場合は医療機関で他者への感染の恐れが無くなったと判断されるまで医療機関への入院を原則とします。医療機関の受け入れ先が無い場合等においては一時的に個室において衛生的な環境を確保し他者への感染の防止に努める事とします。また集団での感染の疑いや感染症が認められた場合は速やかに保健所等へ通知し、その指導により対応を図っていきます。感染予防委員会は日常の衛生面や感染症発生時の対策を取り決め、これを職員に周知徹底を図ること、また研修の機会を設けます。

【事故発生時対応】

第9条

施設医の診断を受け、何らかの治療が必要となった場合、救急搬送を行い受診後、市に事故の報告を行います。又、事故が発生した場合、その発生経緯、対応等を速やかに主介護者に当たる家族に報告をいたします。また担当者は当施設規定の事故報告書に詳細を明記し、事故状況を各職員に周知徹底を図ることで再発防止に取り組んでいきます。

事故防止委員会は事故発生時における職員の対応と再発防止策が適正におこなわれているかを評価し、また発生状況の分析から安全における生活環境の整備等おこなっていきます。さらに研修の機会を設け再発防止に努めます。

【秘密の保持及び個人情報の保護】

第10条

1. 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供です。
- ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

※個人情報保護法の施行に伴い、保証人以外からのお問い合わせに関しましてはご回答できない場合があります。ご親族や知人の方にも法令の趣旨ご理解いただきます様に周知の程よろしくお願い致します。

【緊急時の対応】

第11条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、入院を依頼することがあります。
- 3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

【暴力・暴言・ハラスメントに対して】

第12条

暴力・暴言・ハラスメントに対して次にあげる措置を講じます。

- 1 暴力・暴言・ハラスメントに対し組織での適切な対応を図ります。
- 2 利用者に対する暴力・暴言・ハラスメントを防止し、啓発、普及する為の研修を実施しています。
- 3 暴力・暴言・ハラスメント行為が利用者やその家族から、他利用者や職員へあった場合には法的な処置と共に損害賠償を求めることがあります。

【虐待防止】

第13条

虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について全職員への周知、徹底を図ります。
- 2 当施設における虐待防止のための指針を整備します。
- 3 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的 to 実施します。

【ICT機器の導入】

第14条

施設内での ICT 化の一環として、見守りカメラやインカムを使用しております。

見守りカメラは、転倒・転落事故防止や早期発見、事故検証、夜間訪室の負担軽減、利用者の安心安全の為に設置しております。録画した画像の記録については順次、上書きされることを前提としております。また、録画データは第三者への提供は致しませんが捜査機関等からの協力要請には応じます。

【要望又は苦情等の申出】

第15条

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができます。又、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

【賠償責任】

第16条

- 1 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- 3 利用者の保証人は、前項の場合、利用者と連帯して損害賠償を負担するものとしますが、保証人の賠償額は200万円を上限とします。

【利用契約に定めのない事項】

第17条

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設あるふぁ国立のご案内

(令和8年7月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 あるふぁ国立
- ・開設年月日 平成10年10月1日
- ・所在地 国立市谷保6-21-13
- ・電話番号 042-577-8121
- ・FAX番号 042-577-8130
- ・管理者名 施設長 西大條 文一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(第1357080567号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

[目的]

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅生活の継続を支援することを目的とした施設です。

上記の目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あるふぁ国立の運営方針]

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護、その他日常的に必要なとされる医療、並びに、日常生活上の世話をを行い居宅における生活への復帰を目指す。

(3) 施設の職員体制

業 種	員数は法令の定めるところとする
・医 師	0.66 名以上
・看護・介護職員	22 名以上(2/7 は看護師が占める割合)
・介護支援相談員	0.66 名以上
・支援相談員	0.66 名以上
・理学療法士	0.66 名以上
・作業療法士	
・言語聴覚士	
・管理栄養士	1 名以上
・薬剤師	0.22 名以上
・事務職員	必要数
・その他職員	必要数

給食・送迎車運転など業務委託をしております。

- (4) 入所定員等 定員 66 名
・療養室 (個室10室、4人室14室)
- (5) 通所定員 36名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事 (外出時は食事のお取り置きが可能です。衛生面の観点から2時間までとさせていただきます)
朝食 7時30分～8時30分
昼食 11時30分～12時30分
夕食 17時00分～18時00分
栄養ケアプラン：医師、管理栄養士、看護師、ケアマネージャーにより栄養ケアプランの立案、実施。
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 理美容サービス (原則月2回実施します。)
- ⑪ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| ・ 協力医療機関 | ① | ② |
| ・ 名 称 | 府中病院 | 府中恵仁会病院 |
| ・ 住 所 | 府中市美好町1-2-2 | 府中市住吉町5-21-1 |

- ・ 協力歯科医療機関
- | | |
|-------|--------------------|
| ・ 名 称 | まなべ歯科 |
| ・ 住 所 | 相模原市中央区すすきの町 41-11 |

※後期高齢者医療資格確認書のご提示をお願いすることがあります。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇協力医療機関との間では、入居者様の病歴や情報を交換する会議が定期的に行われますのでご了承ください。

4. 施設規則

- ・ 面会
- 面会時間→ 10:00 ～ 15:30
- 面会希望者は事前にご予約をお取りいただき、来訪時には面会簿に記入し、職員に申し出て下さい。

- ・外出・外泊 電話にて事前にご連絡をお願いします。
- ・飲酒・喫煙 飲酒→施設内禁酒です。
喫煙→施設内禁煙です。
- ・火気の手扱い 施設内には、火気器具類持込不可です。
- ・施設・設備の利用 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
- ・所持品・備品等の持ち込み 持込品等有る場合、必ず氏名を明記し施設職員までお知らせください。
当施設が危険と判断した物の持ち込み不可です。
- ・理美容 当施設では委託している理美容師等以外の施設敷地内での理美容行為不可です。
- ・金銭・貴重品の管理 事務預り金品以外は、自己責任にて管理願います。
- ・居室の変更 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により、施設側で居室を変更する場合があります。
- ・外泊時等の施設外での受診 受診が必要な場合は施設までご連絡をお願いします。
- ・宗教活動 施設内での布教活動等は禁止します。
- ・ペットの持ち込み 原則禁止です。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、自動火災報知器
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話042-577-8121)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでお声がけください。

介護保険施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

別紙料金表に記載

(2) 支払い方法

利用料は月毎にご利用実績に基づいて算定され、ご利用月の翌月中旬にご請求書を発送します。その後、同月 27 日（27 日が土曜、日曜、祝日にあたる場合にはその翌日）に各ご指定の金融機関口座からのお引落としにてお支払いただきます。また領収書につきましては当方でご入金の確認がとれ次第の発行となり、郵送にてご指定の住所までお送りいたします。

特別な事由により、口座引落以外の方法にてご利用料金をお支払いただく場合には、領収書のお渡しについても別途取決めた方法によるものとします。

尚、領収書の再発行は致しかねますので、その点予めご了承下さい。

重 要 事 項 説 明 書

1. 保険証について

当施設入所中は、ご本人の健康保険証・医療受給者証・介護保険証は複写したものを当施設においてお預かりさせていただきます。

2. 洗濯について

当施設においては家族洗濯・業者洗濯のいずれかをお選びいただけます。業者洗濯の場合の料金につきましては、洗濯業者より各ご利用者様に対して毎月請求書が発行されます（当該請求書は当施設からのご利用料請求書と同時にご郵送致します）。

ただし、体調不良による嘔吐・食べこぼし・便汚染・衣類の不足時等には、例外的に当施設職員により洗濯をさせていただきます。その際の料金は洗濯物の内容によらず1回550円（洗濯・乾燥）となり、ご使用分の料金につきましては月毎に集計し、当施設発行のご利用料請求書にてご案内致します。

3. おこずかい金について

当施設では、基本的にご本人様の必要品等はご家族にてご準備・ご購入していただいております。入所時にやむを得ない理由によりご本人様のご希望があれば、おこずかい金(2000円程度)を事務所にしてお預かりすることも可能です。

このお金は施設生活において、あくまでもご本人の意思に基づき使用します。又お預かり時には、領収書のかわりにお預り証を発行させていただきます。

*残金が少なくなった場合はご連絡を致しますので、面会時等にお持ちいただくようお願いします。又、ご本人の希望において各フロアにて所持している金品等の紛失に関しまして、当施設では責任を負いかねます事を予めご了承下さい。

4. 病院受診について

入所中に著しく体調が不良になった場合、専門医の意見をいただき入所中の健康維持のために病院受診して頂く場合があります。

受診の必要性が認められる場合、医師である施設長のもと受診依頼書を作成し、病院での受診は、ご家族や関係者の方にご本人様をお連れいただくかたちとなります。受診後は、相手先の病院医師の診療情報提供書をもとに施設にて処置・検査・投薬を行いますので診療情報提供書をいただいできて下さい。

*施設入所中は介護保険が優先となり、医療保険との併用は基本的にできません。よって入所中は医療保険が使える範囲にかなり制限があります。

〔 緊急時の対応 〕

本人の身体状況が著しく不良で、救急車対応の必要性が認められた場合、施設職員の判断で救急車の要請をし、救急受入病院に搬送させていただきます。ただし、当施設には併設の病院がないため、搬送先の病院については予め明確にできない点ご了承ください。

救急搬送と同時期に施設職員が家族（もしくは関係者）に連絡をとり、搬送先の病院に向かわせていただきます。施設からは職員が救急車に添乗し病院に向かい、家族（もしくは関係者）が病院に到着した段階で職員より引き継いで病院での対応をしていただきます。施設職員は引き継いだ段階で帰設させていただきますので、緊急対応の連絡を受けた場合には迅速な対応をお願いします。

又、帰設する職員の交通費も後日ご家族様へ請求させていただきます。

搬送先の病院による判断で入院加療が必要と認められた場合には、その期日をもって当施設からは退所扱いとなりますが、回復状況如何で退所日より5日以内に退院の見込みがあるときには、ご本人が利用されていた部屋をとりおき、再入所していただけるよう努力いたしておりますが、それ以上の入院が必要な場合には対応しかねますのでご了承下さい。退院後の再入所につきましては熟慮のうえ対応させていただきますので、ご相談ください。

5. 面会・外出・外泊について

面会は365日、10:00～15:30まで可能です。予約制にてお伺いします。

事務所は午後6時までとなっております。来設された際は面会者名簿に記入してください。

＊当施設ではご利用者の安全を考慮し、施設入りの自動ドアの電源を切る事があります。面会等にお越しの際、ドアが開かない場合には、施設職員にその旨お申し付け下さい。

外泊は上限7泊8日までとさせていただきますが、それ以上の場合にはご相談にて対応させていただきます。

外出・外泊は食事を止める必要があるので、事前に時間等ご連絡をお願いいたします。また、外出・外泊をするときは、外出・外泊届に記入をお願い致します。

6. 散髪について

散髪は基本的に月2回、理容師の方が当施設に来所し行っています。ご本人の希望、ご家族からの希望、もしくは施設職員の判断で散髪を実施しております。その他希望がある場合は入所時にお申し付けください。

散髪は実費になります。

請求は、施設利用請求書に併せて請求させていただきます。

散髪当日の希望状況によっては希望日に散髪が受けられない事もありますので予めご了承ください。

7. 教養娯楽費・日用品費について

〔教養娯楽費〕

レクレーション・創作活動やクラブ活動等に関しての材料代、諸経費などの実費をお支払いただきます。

〔日用品費〕

歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・タオル・バスタオル・カミソリ・おしぼり等の費用となり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いただきます。

(個人用に関しては持参願います。)

8. 請求・支払方法について

料金は介護保険を利用した場合の一部負担金で、それぞれ介護度に応じて料金が設定されており介護保険の自己負担分に相当しています。

食費負担金について一日2140円(但し、利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は別紙料金表参照)が課金され、この金額は一日あたりとなり、欠食した際は課金されません。

また居住費として一日あたり、多床室で700円、個室で1600円(但し、利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は別紙料金表1-2、1-3、1-4参照)が課金されます。

入所日から30日間は初期加算が発生し、一部負担金に上乗せとなります。

請求は末日〆となり請求書は翌月中旬までに送付させていただきます。お支払いは基本的に口座引

落によるものとさせていただき、毎月２７日（金融機関休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関口座より振替させていただきます。万一、お支払いが長期延滞した場合は退所というかたちをとらせて頂くこともございますので予めご了承ください。

業者洗濯の請求書は当施設利用料の請求書と同封し送付しますが、あくまでも業者とご家族の契約のため料金のお支払は指定のお支払方法でお願い致します。当施設では受付はしておりません。また、業者洗濯においてもお支払いが延滞した場合、ご利用を停止させていただくこともございます。

医療法人社団三水会
介護老人保健施設あるふぁ国立

ハラスメントの禁止

職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ① 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。 例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。
- ② 精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
- ③ セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

＜ご相談時間の制限＞

弊所をはじめとする福祉サービス機関は、広く市民の皆様に福祉サービスをご提供し、或いは福祉サービスをご利用頂けるよう、適宜情報提供するなどの支援をすることを目的としています。その活動の中で、特定の方からの長時間／長期間にわたるご相談やご質問、解決すべき課題と関連性を認め難いお話などに一人の職員が対応し続けることは、他の多くの方々を支援する機会が失われることに繋がりがねません。

そのような観点から、弊所ではご相談の時間を原則1回あたり30分とし、回数や総時間数等に上限を設けさせていただいております。

ただし課題との関連性や必要性の見極めは事案により異なり得るところ、すべて一律に上限を設定することは致しません。必要に応じて、職員が個別に申し入れをさせていただきます。

皆様のご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設あるふぁ国立では、利用者等の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下の通り定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険業務
- ・ 介護サービスの利用者に係わる当施設の管理運営業務のうち
 - ― 入退所等の管理
 - ― 会計
 - ― 事故等の報告
 - ― 当該利用者の介護サービスの向上

「他の事業者への情報提供を伴う利用目的」

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ― 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ― 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ― 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ― 家族への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ― 保険業務の委託
 - ― 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ― 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

「当施設での内部での利用に係わる利用目的」

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - ― 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ― 当施設において行われる学生の実習への協力

【他の事業者への情報提供に係わる利用目的】

- ・ 当施設の管理運営のうち
 - ― 外部監査機関への情報提供

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表1-1

◆基本サービス費(保険給付による1割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	931円/日	1,012円/日	1,083円/日	1,145円/日	1,202円/日
	個 室	842円/日	922円/日	992円/日	1,052円/日	1,111円/日

◆サービス費加算(保険給付による1割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	33円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	7円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	26円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	12円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	7円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅰ	276円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	257円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で共同して、褥瘡予防計画を作成することで算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	11円/月	全員	入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
訪問看護指示加算	321円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	36円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	428円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能 加算Ⅱ	55円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1月以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	481円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	22円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65円/月	全員	ご利用者の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	534円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	641円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	54円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	2,030円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	30円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	387円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室
居住費	700円/日	1,600円/日
食費	2,140円/日	

※個室利用時は更に個室料がかかります

※食費内訳 [朝:550円 昼:900円 夕:690円](4段階の方)

◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしぼり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円~/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯＋乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談させて頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

※下記の料金は日用品Aで算出されています。

1ヶ月の
ご利用金額の目
安
(30日で算出)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	128,656円	131,317円	133,663円	135,695円	137,550円
個 室	317,748円	320,375円	322,652円	324,648円	326,573円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表 1-1

◆基本サービス費(保険給付による2割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	1,861円/日	2,023円/日	2,166円/日	2,290円/日	2,403円/日
	個 室	1,684円/日	1,844円/日	1,983円/日	2,104円/日	2,222円/日

◆サービス費加算(保険給付による2割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	65円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	13円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	52円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	24円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	13円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	552円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	513円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	7円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で共同して、褥瘡予防計画を作成することで算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	22円/月	全員	入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
訪問看護指示加算	641円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	71円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	855円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	22円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	109円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1年以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	962円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	43円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	129円/月	全員	ご利用者の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	1,068円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	1,282円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	107円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	4,059円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	60円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	774円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室
居住費	700円/日	1,600円/日
食費	2,140円/日	

※個室利用時は更に個室料がかかります

※食費内訳 [朝:550円 昼:900円 タ:690円](4段階の方)

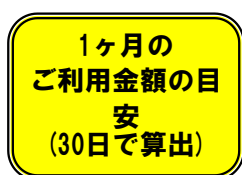
◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしぼり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円~/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯+乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談させて頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

※下記の料金は日用品Aで算出されています。



	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	163,321円	168,644円	173,336円	177,399円	181,109円
個 室	349,506円	354,759円	359,313円	363,305円	367,156円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表 1-1

◆基本サービス費(保険給付による3割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	2,791円/日	3,035円/日	3,249円/日	3,435円/日	3,605円/日
	個 室	2,525円/日	2,766円/日	2,974円/日	3,156円/日	3,333円/日

◆サービス費加算(保険給付による3割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	97円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	20円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	77円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	36円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	20円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	827円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	769円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	10円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	33円/月	全員	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
訪問看護指示加算	962円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	106円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	1,282円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	33円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	164円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1月以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1,442円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	65円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	193円/月	全員	ご利用者様の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	1,602円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	1,923円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	161円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	6,088円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	90円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	1,160円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室
居住費	700円/日	1,600円/日
食費	2,140円/日	

※個室利用時は更に個室料がかかります

※食費内訳 [朝:550円 昼:900円 タ:690円](4段階の方)

◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしぼり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円~/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯+乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談して頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

※下記の料金は日用品Aで算出されています。

**1ヶ月の
ご利用金額の目安
(30日で算出)**

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	197,986円	205,970円	213,009円	219,103円	224,669円
個 室	381,264円	389,143円	395,974円	401,962円	407,739円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表 1-2 (★負担限度額認定証 3段階-2)

◆基本サービス費(保険給付による1割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	931円/日	1,012円/日	1,083円/日	1,145円/日	1,202円/日
	個 室	842円/日	922円/日	992円/日	1,052円/日	1,111円/日

◆サービス費加算(保険給付による1割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	33円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	7円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	26円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	12円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	7円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	276円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	257円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で共同して、褥瘡予防計画を作成することで算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	11円/月	全員	入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
訪問看護指示加算	321円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	36円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	428円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1月以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	481円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	22円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65円/月	全員	ご利用者の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	534円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	641円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	54円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	2,030円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	30円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	387円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室	※2024.8.1介護サービス費改定 居住費60円/日 増額済み。 ※個室利用時は更に個室料がかかります ※食費に関しては、1日固定の金額となっております。
居住費	430円/日	1,470円/日	
食費	1,420円/日		

◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしほり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円～/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯＋乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談させて頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

※下記の料金は日用品Aで算出されています。

1ヶ月の
ご利用金額の目安
(30日で算出)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	98,956円	101,617円	103,963円	105,995円	107,850円
個 室	292,248円	294,875円	297,152円	299,148円	301,073円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表 1-2 (★負担限度額認定証 3段階-1)

◆基本サービス費(保険給付による1割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	931円/日	1,012円/日	1,083円/日	1,145円/日	1,202円/日
	個 室	842円/日	922円/日	992円/日	1,052円/日	1,111円/日

◆サービス費加算(保険給付による1割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	33円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	7円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	26円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	12円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	7円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	276円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	257円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で共同して、褥瘡予防計画を作成することで算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	11円/月	全員	入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
訪問看護指示加算	321円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	36円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	428円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1月以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	481円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	22円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65円/月	全員	ご利用者の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	534円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	641円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	54円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	2,030円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	30円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	387円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室	※2024.8.1介護サービス費改定 居住費60円/日 増額済み。 ※個室利用時は更に個室料がかかります
居住費	680円/日	1,370円/日	
食費	680円/日		※食費に関しては、1日固定の金額となっております。

◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしほり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円～/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯＋乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談させて頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

※下記の料金は日用品Aで算出されています。

1ヶ月の
ご利用金額の目安
(30日で算出)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	84,256円	86,917円	89,263円	91,295円	93,150円
個 室	267,048円	269,675円	271,952円	273,948円	275,873円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表 1-3 (★負担限度額認定証 2段階)

◆基本サービス費(保険給付による1割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	931円/日	1,012円/日	1,083円/日	1,145円/日	1,202円/日
	個 室	842円/日	922円/日	992円/日	1,052円/日	1,111円/日

◆サービス費加算(保険給付による1割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	33円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	7円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	26円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	12円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	7円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	276円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	257円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で共同して、褥瘡予防計画を作成することで算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	11円/月	全員	入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
訪問看護指示加算	321円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	36円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	428円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1月以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	481円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	22円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65円/月	全員	ご利用者の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	534円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	641円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	54円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	2,030円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	30円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	387円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室	※2024.8.1介護サービス費改定 居住費60円/日 増額済み。 ※個室利用時は更に個室料がかかります ※食費に関しては、1日固定の金額となっております。
居住費	430円/日	550円/日	
食費	390円/日		

◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしぼり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円～/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯＋乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談させて頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

※下記の料金は日用品Aで算出されています。

1ヶ月の
ご利用金額の目安
(30日で算出)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	68,056円	70,717円	73,063円	75,095円	76,950円
個 室	233,748円	236,375円	238,652円	240,648円	242,573円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。

介護保険施設サービス 入所 利用料金一覧表 1-4 (★負担限度額認定証 1段階)

◆基本サービス費(保険給付による1割負担分)

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設サービス費	多床室(4人部屋)	931円/日	1,012円/日	1,083円/日	1,145円/日	1,202円/日
	個 室	842円/日	922円/日	992円/日	1,052円/日	1,111円/日

◆サービス費加算(保険給付による1割負担分)

費 目	金額	対象	説明
初期加算Ⅱ	33円/日	全員	入所日から30日間算定されます。
サービス提供体制加算Ⅲ	7円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	26円/日	全員	職員(介護士・看護師等)の配置基準を満たしている場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	12円/日	該当する方のみ	管理栄養士が入所者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合に算定されます。
療養食加算	7円/回	該当する方のみ	糖尿病食・貧血食等の療養食を提供した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	276円/日	該当する方のみ	入所から3ヶ月間リハビリを実施し、かつ入所時にADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、リハビリ計画を見直すことで算定されます。
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	257円/日	該当する方のみ	認知症の診断がある方が、入所から3ヶ月間リハビリを実施した上で、退所先の施設、居宅を訪問し、リハビリ計画を作成した場合に、算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4円/月	全員	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクの評価を行い、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で共同して、褥瘡予防計画を作成することで算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	11円/月	全員	入所時に要介護状態の評価を行うと共に、3月に一度更新し、適切なケアを行うこと、かつ、その結果を厚生労働省に提出し、関係職種で支援計画を作成、見直しを行うことで、算定されます。
訪問看護指示加算	321円/回	該当する方のみ	入所者が居宅で療養を継続する場合、同意を得て訪問看護事業所等に指示書を作成した場合に算定されます。
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	36円/月	全員	リハビリの内容等の情報を厚生労働証に提出し、必要に応じて内容を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	428円/月	該当する方のみ	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	全員	業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるため、研修、ICT機器の導入、委員会の設置、厚生労働省への定期的な報告を行う場合、算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55円/日	全員	6月の退所者の内、在宅復帰した割合が30%以上、かつ、居宅を訪問、または居宅介護支援事業所より情報提供を受け、在宅生活が1月以上見込まれる場合、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	481円/回	該当する方のみ	入所期間が1月を超える方の退所先の居宅、または施設を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定する場合、算定されます。
安全対策体制加算	22円/回	全員	事故の発生・再発を防止の担当者を配置し、安全対策に係る外部研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65円/月	全員	ご利用者の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	534円/回	該当する方のみ	退所先の居宅、または施設の主治医にご利用者様の診療情報を提供、または紹介を行った場合、算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	641円/回	該当する方のみ	入所前後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、サービスの利用方針を定めた場合、算定されます。
協力医療機関連携加算(1)	54円/日	全員	入居者の急変時、相談、診療、入院体制が整っている医療機関を協力医療機関としている場合、かつ、急変時の対応や同意を得て入居者の情報を共有している場合、算定されます。
ターミナルケア加算41	2,030円/日	該当する方のみ	医師が回復の見込みがないと判断したご利用者、ご家族に同意を得て、関係職種で協同し、ターミナルケア計画を策定、支援を行う場合、算定されます。
経口移行加算	30円/回	該当する方のみ	医師の指示のもと、関係職種で協同し、経口移行計画を策定し、支援を行う場合、算定されます。
外泊時費用	387円/日	該当する方のみ	ご自宅等への外泊をされた場合に、1ヶ月に6回を限度として外泊日数分算定されます。なお、移動日は含みません。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 口	サービス費の9.3%/月	全員	サービス費合計単位数の93/1000が算定されます。

◆食費・居住費

費 目	多床室(4人部屋)	個室
居住費	0円/日	550円/日
食費	0円/日	

※2024.8.1介護サービス費改定 居住費60円/日 増額済み。
※個室利用時は更に個室料がかかります
※食費に関しては、1日固定の金額となっております。

◆その他ご利用料金

費 目	金額(単位:円)	対象	備考
個室料 A	5,500円/日	該当する方のみ	個室ご利用時に加算請求させていただきます。
日用品費A	293円/日	A、B、C選択	タオル、おしぼり入浴セット、口腔セット専用、ティッシュ等に使用します。
日用品費B	313円/日	A、B、C選択	日用品Aに加えカミソリ、シェービングクリームに使用します。
日用品費C	345円/日	A、B、C選択	日用品Aに加え乳液に使用します。
教養娯楽費	実費/回	該当する方のみ	クラブ活動、レクリエーションなどに使用します。
美容室代	3850円~/回	該当する方のみ	提携業者による散髪をご利用された場合に加算請求させていただきます。
緊急洗濯代(洗濯+乾燥)	550円/回	該当する方のみ	当施設にて職員による洗濯を行なった場合に加算請求させていただきます。
診断書作成料	4,400円/通	該当する方のみ	受診時、保険更新時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
文書作成料	2,200円/通	該当する方のみ	他施設申込み時など必要に応じて作成し、加算請求させていただきます。
その他	実費	該当する方のみ	基本利用以外で費用がかかる場合、原則あらかじめご相談させて頂いてから実費請求いたします。緊急時等やむを得ない場合、事後報告させて頂く場合がございます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。
※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。
※下記の料金は日用品Aで算出されています。

1ヶ月の
ご利用金額の目安
(30日で算出)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室(4人部屋)	8,790円	8,790円	8,790円	8,790円	8,790円
個 室	190,290円	190,290円	190,290円	190,290円	190,290円

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります。 ※別途引落時・振込時に手数料がかかります。